

童数」という。)の下限が定められており、民間保育所等が設定した開所時間を超えて1時間以上の延長保育を実施する場合の平均対象児童数の下限は6人、同様に2時間以上の延長保育を実施する場合は3人などとされている。そして、平均対象児童数の算出は、各延長時間の区分ごとに行うこととされ、各週において利用児童数が最も多い日の当該児童数を平均するなどの方法(以下「所定の方法」という。)を用いることとされている。また、延長時間区分は、各区分の延長時間及び平均対象児童数の要件を満たした上で最も長い区分を適用することなどとされている。

また、「子ども・子育て支援交付金の交付について」(平成28年府子本第474号内閣総理大臣通知)等によれば、交付金の交付額は、次のとおり算定することとされている。

- ① 1時間延長、2時間延長等の延長時間の区分等により定められた基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を選定する。
- ② ①により選定された額を基本額とし、これに国の負担割合3分の1を乗ずるなどして得た額を交付金の交付額とする。

本院が、4県の6市町において会計実地検査を行ったところ、1町において、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

部局等	交付金事業者 (事業主体)	交付金事業	年度	事業費 千円	左に対する 交付金 交付額 千円	不当と認める事業 費 千円	不当と認める交付 金相当額 千円
(14) 奈良県	北葛城郡王寺町	子ども・子育て支援交付金(延長保育)	平成29～令和3	37,214	12,403	16,254	5,418

王寺町は、平成29年度から令和3年度までに、2か所の民間保育所等において延長保育事業を実施したとして、延長保育事業に係る基本額を計37,214,000円として奈良県に事業実績報告書を提出して、これにより交付金計12,403,000円の交付を受けていた。

しかし、同町は、交付金の交付額の算定に当たり、2か所の民間保育所等における平均対象児童数について、誤って、所定の方法ではなく、年間の延べ利用児童数を用いて算出するなどして適用する延長時間区分を当てはめていた。そして、平均対象児童数を、所定の方法により改めて算出したところ、適用される延長時間区分が変わることになり、基本額が過大に算定される結果となっていた。

したがって、所定の方法を用いて算出した平均対象児童数により適用される延長時間区分を当てはめて、平成29年度から令和3年度までの適正な基本額を算定すると計20,960,000円となることから、前記の基本額37,214,000円との差額16,254,000円が過大になっており、これに係る交付金5,418,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同町において実施要綱等の理解が十分でなかったこと、奈良県において事業実績報告書の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

子ども・子育て支援交付金(地域子育て支援拠点事業に係る分)を過大に交付していたもの (1件 不当と認める国庫補助金 3,756,000円)

地域子育て支援拠点事業(以下「拠点事業」という。)は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)等に基づき、市町村(特別区を含む。以下同じ。)及び一部事務組合が実施主体となり、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所(以下「地域子育て支援拠点」という。)を開設して、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うものである。

そして、国は、市町村に対して子ども・子育て支援交付金（地域子育て支援拠点事業に係る分）（以下「交付金」という。）を交付して、拠点事業に要する費用の一部を補助している。

「地域子育て支援拠点事業の実施について」（平成 26 年雇児発 0529 第 18 号。以下「実施要綱」という。）等によれば、拠点事業の実施に当たっては、開設時間中に拠点事業に専ら従事する者（以下「専任の者」という。）を 2 名以上配置することなどが実施要件とされている。

また、「子ども・子育て支援交付金の交付について」（平成 28 年府子本第 474 号内閣総理大臣通知）等によれば、交付金の交付額は、次のとおり算定することとされている。

- ① 地域子育て支援拠点の開設日数、専任の者の配置状況等に応じた区分により定められた基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を選定する。
- ② ①により選定された額を基本額とし、これに国の負担割合 3 分の 1 を乗ずるなどして得た額を交付金の交付額とする。

本院が、4 県の 10 市において会計実地検査を行ったところ、1 市において、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

部 局 等	交付金事業 者 (事業主体)	交付金事業	年 度	事 業 費	左に対す る交付金 交付額	不当と認 める事業 費	不当と認 める交付 金相当額
(15) 千 葉 県	印 西 市	子ども・子 育て支援交 付金(地 域 子育て支援 拠点)	2、3	千円 333,418	千円 115,157	千円 11,267	千円 3,756

印西市は、令和 2、3 両年度に、24 か所の地域子育て支援拠点において、開設時間中に専任の者を 2 名以上配置するなどして拠点事業を実施したとして、拠点事業に係る基本額を計 333,418,326 円として千葉県に事業実績報告書を提出して、これにより交付金計 115,157,000 円の交付を受けていた。

しかし、同市は、交付金の交付額の算定に当たり、3 か所の地域子育て支援拠点において、開設時間中に専任の者を 2 名以上配置するなどしておらず実施要件を満たしていないなどしていたのに、これに係る基準額を拠点事業全体の基準額に含めるなどしていたため、基本額が過大に算定されていた。

したがって、2、3 両年度の適正な基本額を算定すると計 322,150,658 円となることから、前記の基本額 333,418,326 円との差額 11,267,668 円が過大になっており、これに係る交付金 3,756,000 円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において実施要綱等の理解が十分でなかったこと、千葉県において事業実績報告書の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

沖縄科学技術大学院大学学園補助金等の交付額の算定に当たり、学校法人沖縄科学技術大学院大学学園が受け取った保険金等の取扱いを明確にすることにより、交付額の算定が適切に行われるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計（組織）内閣本府（項）沖縄政策費
部 局 等	内閣府本府